

農業振興

■高収益作物次期作支援交付金

新型コロナウイルス感染症により、売上げが減少するなどの影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者の方々に対し、交付金を支給します。

なお、JAへ出荷されている方は、上益城農業協同組合第一営農センターにお尋ねください。

▼支援対象となる生産者

令和2年2月から4月までの間に、野菜・花き・果樹・茶の販売・廃棄を行った生産者で、収入保険や農業共済などに加入または今後加入する方

▼支援内容

■次期作に取り組む生産者への支援
①生産・流通コスト削減に資する取り組みや生産性または品質向上に要する資材などの導入に資する取り組みなどを行った農地面積10㍍あたり5万5000円

（中山間地域等）を支給
②施設栽培の花き、大葉およびわさび（加温施設またはかん水施設があるハウスで栽培されるもの）については、取り組みを行った農地面積10㍍あたり80万円を支給

販売促進の取り組みを実施する生産者への支援
次の①～③の取り組み1つにつき10㍍あたり2万2000円（中山間地域等）を支給

①ホームページ作成などの環境整備
②新品種・新技術の導入等に向けた取り組み
③海外の残留農薬基準の対応または有機農業・GAPなどの取り組み

■厳選出荷に取り組む生産者への支援
産地等の取り決めに基づき、追加的な作業等により、まとまって品質の高いものに限定して生産・出荷するなどの取り組みに対し、1人1日あたり2200円を支給

■申請書類
・印鑑
・令和2年度高収益作物次期作支援交付金申請書
・取組計画書

令和2年2月から4月において、野菜・花き・果樹・茶を販売または廃棄したことが確認できる書類
■受付期間
9月1日（火）～9月23日（水）
※土・日曜日および祝日を除く

町農政課 ☎ 096-234-1176（内線 154） 上益城農業協同組合 ☎ 096-234-1156

予防接種

■風しん予防接種の費用の一部を助成しています

町では、予防接種が必要と判断された方に対して、主に先天性風しん症候群の発生予防を目的として、その接種費用の一部を助成しています。

▼対象者

町にお住まいの方で、次の要件のいずれかを満たす方
※妊娠中の女性および妊娠している可能性のある女性を除く
・熊本県風しん抗体価検査事業において、予防接種が必要と判断された方

過去の風しん抗体検査において、風しんの抗体価が低かった妊娠希望者やその配偶者など

▼助成対象の予防接種

4月1日（水）から令和3年3月4日（木）までに接種した、風しんワクチンまたは麻しん風しん（MR）混合ワクチン

町では、予防接種が必要と判断された方に対して、主に先天性風しん症候群の発生予防を目的として、その接種費用の一部を助成しています。

▼助成額

上限5000円
※接種費用は医療機関によって異なります。5000円を超えた費用については自己負担となります。

※接種費用が5000円未満の場合には実際にかかった費用を助成します。

▼申し込み方法

次の必要書類をご準備の上、町総合保健福祉センターへ提出してください。

▼必要書類

・風しん予防接種費用助成申請書兼請求書
・予防接種を実施した医療機関が発行した領収書原本（被接種者氏名、予防接種名、当該予防接種の費用、接種日、医療機関名などが記載されたもの）

・医療機関からの、風しん抗体価結果が記載されている「熊本県風しん抗体価検査結果通知書」または過去の風しん抗体価結果が記載されているもの

■申し込み期限
令和3年3月5日（金）

先天性風しん症候群を予防しましょう



詳しくは町健康推進課へお尋ねください

町健康推進課（町総合保健福祉センター内） ☎ 096-235-8711

国民年金

国民年金保険料の追納制度をご利用ください



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

■保険料を追納すると年金の受取額を増やすことができます

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、65歳から受けられる老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があり、将来受け取る老齢基礎年金額を増やすことができます。

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。該当する期間がある場合には、保険料を追納されることをおすすめします。

■追納制度を利用して保険料を納める場合の注意点

追納制度を利用して保険料を納められる場合には、次の5点に注意が必要です。

①保険料の追納を行う場合には、年金事務所への事前の申し込みが必要です。

②年金機構から発行される納付書によりお支払いができます（口座振替やクレジットカード納付はできません）。

③承認された期間のうち、原則として古い月の保険料から納付することになります。

④一部免除（半額、4分の1、4分の3）を受けた期間は、納付すべき保険料を納めていなければ、追納することはできません。

⑤承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納をする場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされますので、早めの追納をおすすめします。

詳しくは、熊本東年金事務所へお尋ねください。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

☎096-367-8144

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線 104)

国民健康保険・後期高齢者医療

■ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品のことを「後発医薬品」という呼び方をします。それに対して新薬のことを「先発医薬品」と呼びますが、この新薬の特許が切れた後に販売される医薬品であるため「後発医薬品」といいます。後から販売されるようになっても、新薬と同じ有効成分・用法用量で、同等の効果を発揮するようにつくられています。

■ジェネリック医薬品が新薬よりも価格が安い理由は

新薬を開発するには莫大な費用がかかりますが、その新薬は20～25年の特許期間は開発メーカーが独占的に製造することができます。しかし、この特許期間が過ぎると、ほかのメーカーも同じ成分の薬を製造することができます。開発の費用が掛からない分、ジェネリック医薬品の価格は新薬の2～7割ほど安価なものが多くなっています。

■なぜジェネリック医薬品を推奨するのか

高齢化が進み今後も医療費が伸びていくことが予想されており、

皆さんの医療費の負担も増えていくこととなります。ジェネリック医薬品を使うことで自分自身の費用負担が減ると同時に国民健康保険財政への負担も減らすことができます。保険で負担する医療費を抑えることは、それに必要な国民健康保険税はもちろん国、県、町の税金の負担を抑えることにつながります。

■どうすればジェネリック医薬品を利用できるか

ジェネリック医薬品の処方希望する場合は、医師の処方せんが必要です。まずは、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。被保険者証と一緒に「ジェネリック医薬品希望カード」を配布していますので、ぜひご活用ください。

■お薬手帳は1冊に

お薬手帳は、服用しているお薬の履歴を管理するものです。お薬手帳が複数あると医師や薬剤師に正確な情報が伝わらず、重複投与や危険な飲み合わせによる副作用、アレルギーを引き起こす薬が処方されてしまうおそれがあります。

お薬手帳は、必ず1冊にまとめましょう。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線 106)